

# 令和2年度新規就農者等育成研修(実践研修) 受講者募集要項

兵庫県内で本格的に就農をめざす方を対象に、兵庫県立農業大学校（以下、「農業大学校」という。）の施設等を利用し、1年間通して栽培から販売まで実践的な農業生産を実施する実践研修です。

## 1 募集定員

5名程度

## 2 研修期間

2020年9月1日から2021年8月31日までの1年間  
(開講式：2020年9月1日(火))

## 3 研修生の応募要件

- (1) 兵庫県の農業振興に熱意を持つ身体強健な者で概ね50歳未満の者
- (2) 近い将来、兵庫県内において就農を希望し、かつ、野菜又は花き栽培での就農のプランを持つ者
- (3) 一定以上の農業に関する知識を持ち、兵庫県の平均以上の農業経営（所得）を目指す意欲と実行力を有する者

## 4 研修方法

- ・農業大学校の研修施設・機械を利用し、自ら樹立した研修計画に基づき野菜、花きの栽培、販売を自ら実践します。
- ・ベテラン農家による講義・実習指導や現場視察等を行い、就農後の栽培技術や経営管理、販路開拓など、農業経営者としての能力を高める。
- ・また、経営記録の記帳を通して農業経営管理を体験するとともに、生産物は研修生に帰属させ、その販売についても研修対象とします。

## 5 研修経費

研修経費のうち、栽培に係る種苗、農薬、肥料、暖房機に係る燃料費、荷造り・出荷・販売経費等の費用は研修生の自己負担とします。ただし、県が整備し貸与するハウス、機械等にかかる光熱水費、機械の維持管理費等は農業大学校の負担とします。

## 6 研修許可条件

- ア 研修生は、研修期間中自己の責任において作物、施設等の管理をすること。
- イ 閉庁日の研修においては、農業機械の使用は認めない。
- ウ 研修期間中におけるけが等は、自己の責任において処理することとし、農業大学校への補償、賠償請求はできないものとする。また、傷害保険に必ず加入しなければならない。
- エ 故意または過失により施設等を損壊した場合は、自己の責任において原状に回復し、又は生じた損害を賠償すること。
- オ 研修期間が終了したとき又は研修許可が取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復すること（ただし、ほ場への投下資材はこの限りとしない。）。
- カ 施設等を第三者に転貸し、又はその使用の権利を第三者に譲渡してはならない。

## 7 応募方法

(1) 募集期間 2020年5月1日(金)～5月29日(金)

(2) 申込書類

ア 申込書（別紙様式）※農業大学校ホームページにあります

イ 返信用封筒を同封すること。（応募者の住所、氏名を記入し84円切手を貼付したもの）

(3) 申込先

兵庫県立農業大学校 研修課

〒679-0104 加西市常吉町1256-4

TEL (0790) 47-2445 FAX (0790) 47-1772

## 8 選考

別途実施する受講者選考委員会において、面談により受講者を選考します。

## 9 その他

- ・農業次世代人材投資資金（準備型）の対象研修です。
- ・平成7年から平成30年までに80名が当研修を受講しています。